

市・県民税

平成21年度からの変更点についてお知らせします

寄附金税額控除の創設

平成20年度の税制改正で、いわゆる「ふるさと納税」制度の開始や寄附金税制が拡充されました。これは、個人が都道府県や市町村などの「ふるさと」への寄附、または岐阜県や可児市が条例で指定した法人への寄附をした場合、寄附金の額に応じ、一定の金額を市・県民税の所得割額から控除するものです（所得税での控除は従来どおりです）。

控除の対象となる寄附は？

寄附先が

都道府県、市町村、特別区（全国どこでも対象となります）

岐阜県共同募金会、日本赤十字社岐阜県支部

市内に事務所を有する公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人など

（県民税は、県内に事務所を有するものになります。また、寄附はその法人の主たる目的である業務に関連するものに限られます）

控除される金額は？

寄附先が上記 の場合（次のアとイの合計額）

ア 基本控除額 （寄附金額 - 5,000円）× 10%

イ 特別控除額 （寄附金額 - 5,000円）× （90% - 所得税の税率）

特別控除額は、市・県民税所得割額の1割が上限です。

寄附先が上記 の場合、控除される額はアの基本控除のみになります。

いつの寄附金から控除されるの？

平成20年1月1日以降に支出された寄附金から対象になります。平成20年中の寄附金は、所得税では平成20年の所得税から控除となりますが、市・県民税では平成21年度分から控除されます。

手続き方法は？

今年の所得税の確定申告期間〔2月16日（月）～3月16日（月）〕に、寄附金（税額）控除を受けるための申告をしてください（所得税の申告は、市・県民税の申告を兼ねています）。ただし、所得税の確定申告が必要ない人は、市・県民税の申告が別途必要となりますのでご注意ください。

なお、申告の際には、寄附先が発行した受領書を添付してください。

～「市・県民税の住宅借入金等特別税額控除」の申告について～

平成11年～18年に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税の税率改正により、所得税の額から住宅借入金等特別控除額が控除しきれなくなる場合に、影響額を市・県民税から控除する制度があります。対象者は毎年申告が必要となります。

申告書の提出方法

所得税の確定申告書を提出する人は、確定申告書の提出と同時に所定の申告書を提出してください。給与所得のみの人で、所得税の確定申告を行わず年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人は、平成21年3月16日（月）までに市税務課に所定の申告書を提出してください。この際、年末調整を受けた源泉徴収票（原本）の添付が必要です。

申告書は市税務課や税務署の確定申告会場のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ先 税務課

確定申告期間前の説明会、還付申告相談の日程

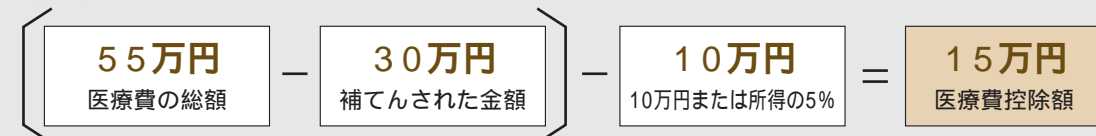
種類	日時	注意点	会場
住宅借入金等特別控除の説明会	2月2日(月) 午後1時30分～ 2月3日(火) 午前9時30分～ 2月3日(火) 午後1時30分～ (各回とも2時間30分程度)	平成20年中に家屋を新築・購入した給与所得者が対象です。 増改築の方の説明は行いません。 住宅取得のための贈与がある人は、贈与税の申告が必要です。多治見税務署での申告をお願いします。	市総合会館 5階大ホール (市役所向かい)
所得税の還付申告相談	2月 9日(月) 午前9時～午後4時 2月10日(火) 午前9時～午後4時 2月12日(木) 午前9時～午後4時 2月13日(金) 午前9時～午後4時	4ページ「還付申告に必要な書類」をご確認ください。	

還付申告Q&A

医療費控除はどんな場合に受けられるの？

- A** 平成20年中に自身や生計をともしする家族の医療費を支払い、その合計金額から健康保険や生命保険で補てんされた金額を差し引いた残額が10万円または総所得金額の5パーセントを超えた場合、「所得控除」として所得から差し引くことができます。

(例) 総所得が560万円、年間の支払い医療費55万円で、30万円が保険から補てんされた場合



医療費控除が15万円で税率が10%の場合、所得税は15,000円軽減されます。

住宅借入金等特別控除の対象になるのは？

- A** 住宅ローン（返済期間が10年以上で分割して返済するもの）などを利用して一定の要件を満たすマイホームを新築、購入、増改築などをした人が対象です。

自分で確定申告書を作成するのは難しいのですが・・・？

- A** 12月15日号でご案内した、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の確定申告書作成コーナーや、電子申告 (e-Tax) を利用すると便利です。
可見市のホームページも参考にしてください。(生活情報 市税)

多治見税務署からのお知らせ

平成20年分の確定申告会場は、昨年に引き続きセラミックパークMINO (多治見市東町4-2-5) です。青色申告、事業所得、不動産所得、譲渡所得がある人の相談は、こちらの会場をお願いします。

開設期間 2月12日(木)～3月16日(月)

時間 午前9時～午後5時

確定申告書の提出のみの場合は、多治見税務署 (多治見市音羽町1-35) でも受け付けます。郵送可。



問合せ 市税務課または多治見税務署 ☎0572 22 0101

所得税と市・県民税 申告の準備はお早めに

～所得税の還付申告相談を行います～

今年の確定申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)です。この期間を前に、所得税が還付になる人を対象に、別表(5ページ参照)の日程で行いますので、対象となる人はご利用ください。混雑が予想されますので、できるだけご自身で申告書を作成・提出しましょう。

還付申告の対象となる人

給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
給与所得者や公的年金所得者で、源泉徴収された所得税額について、納めすぎになる人
給与所得者で、年の途中で退職したため、年末調整を受けていない人 など

還付申告に必要な書類

必ず必要なもの

給与や公的年金の源泉徴収票 (必ず原本をお持ちください)
印鑑 (スタンプ印でないもの)
本人の振り込み先口座番号が分かるもの

各種控除を受けるために必要な書類 (該当する控除の必要書類をお持ちください)

社会保険料控除

国民年金保険料・・・支払証明書
国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料・・・「納付済額のお知らせ」など金額の分かるもの

生命保険料控除 生命保険料または個人年金保険料の支払証明書

地震保険料控除 地震保険料の支払証明書

障害者控除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、介護保険の要介護認定を受けている人は、市いきいき長寿課が発行する「障害者控除対象者認定書」

医療費控除

医療費の領収書
医療費の明細書 (医療費の合計金額を人・病院ごとに集計し合計を出しておいてください)
健康保険や生命保険などから医療費に対し給付を受けている場合は、その金額の分かるもの
6カ月以上寝たきりの状態でおむつ使用が必要と認められる場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」とおむつの領収書

住宅借入金等特別控除

[新築の場合]

- ア.住民票 (1月5日以降に発行されたもの)
- イ.金融機関などから交付された住宅取得金に係る借入金の年末残高等証明書 (原本)
- ウ.家屋の (敷地も併せて取得した場合は土地も) 登記事項証明書 (全部事項証明書)
- エ.家屋 (土地) の取得価格が分かるもの (売買契約書、工事請負契約書のコピー)

[増改築などの場合]

上記ア～エ以外に別途必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

